

【一般登録型】

手数料表 (例示)

提出時には【(例示)】  
を抹消すること

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき **710円**（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に係る申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けない。

2 届出

求職者から求職者受付手数料を徴収する場合（上記6職種に限られる）には、手数料表に徴収する旨の記載が必要です。取扱職種を限定している場合は、限定している職種のみ記載。  
（免税事業者は上限660円、課税事業者は上限710円）  
※届け出た取扱職種との整合性に注意してください。

求人受理時		<u>****円</u>
<p>(※1)</p>	<p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>	
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p> <p>(※2)</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>%% (または*****円)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>%% (または*****円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>	
<p>求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】(※3)</p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>%% (または*****円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>	

手数料については、「\*\*%」又は「\*\*\*\*\*円」のみの記載でも可

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

新規許可申請時は記載不要

事業所の名称及び所在地

職業紹介事業所の所在地については、ビル名・階数まで記載

**※1：求人受理時の事務費用**

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

**※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス**

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用股間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等もありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

**※3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス**

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄は必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

**※4：消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。**